

転出者（有権者）のみなさまへ

令和6年10月27日は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。金武町の選挙人名簿に登録されている方で、沖縄県内外の他の市町村へ転出された方は、下記の方法で投票することができます。ご確認ください、ぜひ投票してください。

投票日当日

○ 金武町内の指定された投票所（入場券記載）での投票

告示日の翌日から投票日の前日までの投票

○ 期日前投票：金武町の期日前投票所

○ 不在者投票：現在地（最寄り）の市町村の選挙管理委員会

※不在者投票を行う場合は、金武町選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けなければなりませんので、早めにご請求ください。また、郵送でのみの請求になりますので、日にちには十分余裕を持って請求することをおすすめします。

金武町選挙管理委員会

住所：金武町字金武1番地

電話：098-968-2111

担当：當山・仲田